

平成31年度予算概算要求における 医師をはじめとした医療従事者 の働き方改革関連事項について

平成31年度厚生労働省概算要求（医師をはじめとした医療従事者の働き方改革関係）

計数は、平成31年度概算要求額

医療分野の働き方改革の推進（新規要求）

働き方改革実行計画（平成29年3月働き方改革実現会議決定）等を踏まえ、医師をはじめとした医療従事者の働き方改革の推進に向けた施策を講じる。

○タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業 6.9億円（新規）

- タスク・シフティングなどの勤務環境改善の先進的取組を行う医療機関に必要経費を補助し、効果・課題の検証を実施するとともに、当該取組みを評価し周知することにより取組の推進を図る。また、医療関係団体が、医療機関向けの会議開催や好事例の普及等を通じて、医師等の勤務環境改善に資する取組みを行う場合の費用を補助する。【新規】（推進枠）

○医療機関の勤務環境マネジメント向上支援 0.7億円（新規）

- 医師の働き方改革に向け、病院長の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図るため、国立保健医療科学院等において地域リーダーの育成や病院長向けの研修を実施する。【新規】（推進枠）

○医療のかかり方医師の働き方改革普及促進事業 4.4億円（新規）

- 適切な医療のかかり方について国民の理解を促進するため、ウェブサイトの構築や、多様な組織主体が参画し、国民運動を広く展開していくためのイベントの開催等を行う。【新規】（推進枠）

○医師の勤務実態把握調査事業 1.0億円（新規）

- 精緻な医師の需給推計を実施するにあたり、医師の地域、診療科、年代、性別による勤務実態を把握する必要があることから、全国の医師を対象とした勤務実態を詳細に把握するためのタイムスタディ調査を実施するとともに、医師の勤務実態に影響を及ぼすタスク・シフティングの推進状況等についても併せて調査する。【新規】

○看護業務の効率化に向けた取組の推進 0.3億円（新規）

- 看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上を図るため、看護業務の効率化に資する医療機関の取組を募集し、選考委員会を設置して先進的な取組を選定するとともに、先進的な取組を行う医療機関を表彰し、取組を周知する。【新規】（推進枠）

○医療従事者の働き方改革支援資金の創設 財政投融资資金計画3,268億円の内数（新規メニュー）

- （独）福祉医療機構による、働き方改革に取り組む医療機関への長期運転資金の融資を行う。【新規】

タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業

平成31年度要求額
693,608千円(0千円)

【課題】

- 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)等を踏まえ、「医師の働き方改革に関する検討会」において、平成31年3月までに結論を得るべく医師の労働時間短縮・勤務環境改善策等について議論されている。同検討会の「中間的な論点整理」(平成30年2月27日)において、医師の実施している業務の中には他職種へのタスク・シフティング(業務の移管)が可能な業務も一定程度あるといった意見を始め、医師事務作業補助者等事務職へのタスク・シフティング、看護職員へのタスク・シフティング、薬剤師による病棟での服薬指導等の推進などが必要であるとされている。

(事業内容)

- ・タスク・シフティングなどの勤務環境改善の先進的取組を行う医療機関に必要な経費を補助するとともに、当該取組の効果・課題について検証・評価し、周知することにより先進的取組の普及を図る。
- ・医療関係団体が、医療機関向けの会議開催や好事例の普及等を通じて、医師等の勤務環境改善に資する取組を行う場合の必要な経費に対する支援を実施。

個別医療機関における勤務環境改善に係る先進的取組

医師の実施している業務を他の職種へ移管することや、当直明けの勤務負担の緩和、勤務間インターバル制度等の導入などの勤務環境改善に取り組んでいる医療機関に対し、以下のように追加的費用のかかる取組を実施している場合の財政的支援及び当該取組の周知

http://



・ICTやタブレット等を活用した勤務環境改善



- ・医師事務作業補助者養成経費(外部講師招へいや外部研修費用)
- ・医療機関における医師・看護師業務の補助者導入経費(診療報酬加算が算定できない場合に限る)



・個別医療機関で勤務体系等を改定する具体的内容検討や事務作業などを外部専門家に委託等した場合の費用

好事例の普及



医療関係団体による勤務環境改善の取組支援



会議開催等を通じた好事例の普及等医師の勤務環境改善に資する取組に係る経費への補助 **3**

【課題】

- 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)等を踏まえ、「医師の働き方改革に関する検討会」において、平成31年3月までに結論を得るべく医師の労働時間短縮・勤務環境改善策等について議論されている。同検討会の「中間的な論点整理」(平成30年2月27日)において、改革の必要性は認識しているがどのように取り組めばいいかわからない医療機関、改革の必要性をまだ認識していない医療機関もあることから、法人形態の特徴にも留意しつつ、これらの違いに応じた異なるアプローチによる医療機関側の意識改革や労務管理等に関する具体的なマネジメント改革の進め方が必要であるとされている。

(事業内容)

- ・医師の働き方改革に向けた地域リーダー育成のためのトップマネジメント研修や都道府県単位の病院長向け研修を実施。

トップマネジメント研修(仮称)

※保健医療科学
院において実施



全ての都道府県から推薦された病院長に対し、意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメントに係る研修

各都道府県における研修

※医療関係団体
等に業務委託



トップマネジメント研修を受講した病院長を含めた有識者が講義

各医療機関での実践



各都道府県における研修を受講した病院長が院内の勤務環境改善策を検討・実施

【課題】

- 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)等を踏まえ、「医師の働き方改革に関する検討会」において、平成31年3月までに結論を得るべく医師の労働時間短縮・勤務環境改善策等について議論されている。同検討会の「中間的な論点整理」(平成30年2月27日)において、医師の勤務負担軽減・労働時間短縮に向けは、医療提供者側の取組だけでなく、患者やその家族である国民の理解が欠かせないため、医療機関へのかかり方を含めた国民の理解を得るための周知の取組を関係者が一体となって推進する必要があるとされている。

(事業内容)

- ・国民(患者)の医療機関へのかかり方に関する意識と行動の変革及び医療機関の負担軽減に向けた具体的な取組を推進するための国民運動の展開
- ・適切な医療のかかり方について国民が理解しやすいように、分かりやすく情報を整理したウェブサイトの構築、啓発資料の作成
- ・多様な取組主体が参画し、国民運動を広く展開していくためのイベント開催等の実施

医療関係者、企業、行政等が参画する国民運動の展開

- ・適切な医療のかかり方についての周知啓発
- ・関係機関・団体等による適切な医療のかかり方を広める取組事例の展開
- ・医療機関における勤務環境改善等の取組事例の展開

※広告代理店等に業務委託

ポスター等啓発資料の提供

イベント開催

厚生労働大臣表彰

ウェブサイトの構築

医師の勤務実態把握調査事業

平成31年度要求額98,590千円（新規）

課題

「経済財政運営と改革の基本方針2015」（閣議決定）において、「人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制の構築に資するよう、地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在等の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について、検討する。」との見解が示された。

また、「働き方改革実行計画」に基づき、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等についての議論が進められており、現状において自主的に取り組める内容について平成30年2月27日に「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（以下、緊急的取組）としてとりまとめられ、医師の勤務実態も変化していくことが推測される。今後、より精緻な需給推計を行っていくためには、医師の地域、診療科、年代、性別による勤務実態の詳細な把握が必要不可欠である。

対応案

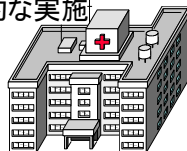
医師の需給推計を定期的実施するため、医療機関における自主的な緊急的取組から概ね1年を経過した平成31年度に医師の勤務実態を詳細に把握するための調査を実施する。対象は、全国の約10万人の医師とし、勤務状況を適切に把握する。

また、上記調査と合わせて、医療機関に対して医師の勤務実態に影響を及ぼす医師の勤務環境改善策の実施状況についても調査を実施する。労働時間管理方法、女性医師等に対する支援、タスク・シフティングの推進状況について調査を実施する。

スケジュール

平成27年6月30日
「経済財政運営と改革の基本方針2015」
平成30年2月27日
「緊急的取組」取りまとめ
平成30年3月5日
医政局長通知にて「緊急的取組」の積極的な推進を依頼

平成30年度
医療機関にて1年を目途に取組の積極的な実施



医療機関

平成31年度
医師の勤務実態の詳細把握のための調査
医師の勤務環境改善策の実施状況調査

平成31年度末～平成32年度初
医師の需給推計



厚生労働省

看護業務効率化先進事例収集・周知事業【新規】

平成31年度概算要求額 29,160千円（平成30年度予算額 0千円）

背景

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「人手不足の中でのサービス確保に向けた医療・介護等の分野における生産性向上を図るための取組を進める」とされたことを踏まえ、看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に向けた取組を推進する必要がある。

事業内容等

◆事業目的：

看護業務の効率化としては、他職種との連携推進、ICTの利活用等が想定されるが、各施設の特性により取り組みの程度や取り組める内容にも差異が大きいと想定される。

このため、看護業務の効率化に関する先駆的な取組を収集し、その中から汎用性が高く効果のある取組を選定し、広く周知する。

◆事業内容：

看護業務の効率化に資する取組を広く募集し、選考委員会を設置して先進的取組を選定・表彰、周知する。

<取組例> 申し送り時間短縮、ベッドコントロールのAI活用、体温や血圧・心拍数などの自動記録等

➤ 選考委員会を設置し、有識者の意見を聞いて先進的取組を選定。

➤ 周知方法は、取組事例の報告会+動画を作成しHP上で公表。

次年度以降、選定した先進的取組を他施設で試行。

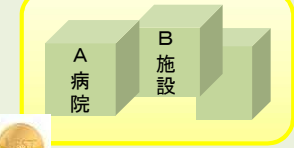
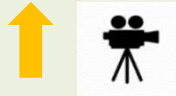
取組の公表（周知）

HP上での動画公開



報告会・受賞式

動画作成



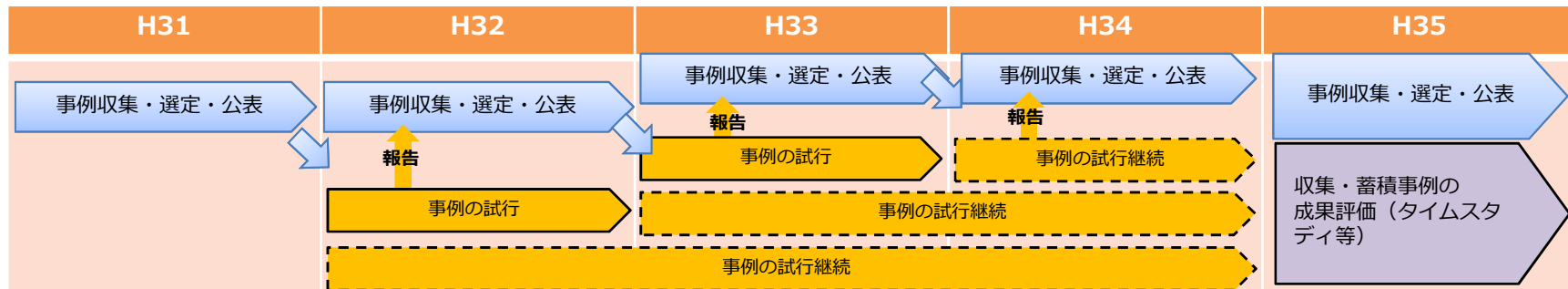
選考委員会

選定



先進的取組医療機関

スケジュール（予定）



委託先

公募により選定した団体

【現行の福祉医療機構(医療貸付事業)による融資について】

- 医療貸付事業については、病院、介護老人保健施設、介護医療院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的としている。
- 長期運転資金関連の融資メニューとしては
 - ・病院等に係る経営安定化資金(一時的な特殊要因等により生じた資金不足を解消するために必要な資金繰り資金等、上限:病院1億円、診療所4,000万円)
 - ・持分なし医療法人へ移行する医療施設等に係る経営安定化資金(病院等を経営する医療法人が持分なし医療法人へ移行するために必要な資金、上限:2.5億円)
 - ・地域医療構想支援資金(地域医療構想達成に向けた取組を実施する医療機関として都道府県が位置付けた病院等であって、資金繰りの負担や収益構造の変化に適切に対応し、引き続き安定的な事業運営を行うために必要な資金、上限:病院5億円、診療所3億円)
 - ・療養病床転換支援資金(療養病床を有する病院等が都道府県の地域ケア体制整備構想に沿って病床転換する際に必要な資金、上限:原則4.8億円)がこれまでに設定されている。

(事業内容)

- ・医療従事者の働き方改革に取り組むために必要な長期運転資金の融資により医療機関を支援。
※上限:病院5億円、診療所3億円として要求。



独立行政法人福祉医療機構



厚生労働省の政策目的
に沿った低利融資



新規要求以外の
医師をはじめとした医療従事者の働き方改革
関連事項

女性医師支援に係る主な取組

平成31年度概算要求額 220,629千円（184,755千円）

女性医師等就労支援事業 地域医療介護総合確保基金で実施可

- 各都道府県において女性医師支援に係る取組を実施
 - 大学病院や医師会等において相談窓口を設置
 - 復職のための研修を実施する医療機関への補助
 - 勤務環境改善の取組を実施する医療機関への補助 等

女性医師等キャリア支援事業

平成31年度概算要求額 80,000千円（44,126千円）

<平成27年度～平成30年度>

- 女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を「女性医師キャリア支援モデル推進医療機関」として位置づけ、地域の医療機関に普及可能な支援策のモデルの構築や、シンポジウム等の普及・啓発のための必要経費を補助。
- 平成27年度実施機関：岡山大学、名古屋大学
平成28年度実施機関：東京女子医科大学、久留米大学
平成29年度実施機関：広島大学、佐賀大学

（女性医師支援に資する先駆的な取組例）

- 女性医師等に対するキャリア教育
- 育児支援（院内保育所の利用促進等）
- 復職支援（シミュレーターを用いた実技練習等）

<平成31年度概算要求>

- 出産・育児・介護等における女性医師のキャリア支援を行う医療機関を普及させるため、女性医師等支援で中核的な役割を担う拠点医療機関の構築に向けた支援を行う

女性医師支援センター事業

平成31年度概算要求額 140,629千円（140,629千円）

- （公社）日本医師会に委託し、次のような取組等を実施
 - 就職を希望する女性医師に対する医療機関や再研修先の紹介（平成29年度 就業成立件数 139件）
 - 学会等におけるブース出展やシンポジウムの開催（平成29年度 実績 26回）
 - 都道府県医師会等において病院管理者や医学生、研修医に対する女性医師のキャリア形成や勤務環境改善に関連する講習会・講演会の開催（平成29年度 講習会開催件数 79回）
 - 全国の大学医学部や各医学会の女性医師支援や男女共同参画の担当者に対する「大学医学部・医学生女性医師支援担当者連絡会」の開催（平成29年度 参加者数 264人）
 - 講習会等への託児サービス併設補助

医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関への支援体制の構築（平成26年10月1日施行）

【事業イメージ（全体像）】

医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国の指針・手引きを参照して、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を創設するとともに、各都道府県に、こうした取組を行う医療機関に対する総合的・専門的な支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を設置する。センター事業は地域の医療関係団体等による実施も可能。（都道府県の実情に応じた柔軟な実施形態が可能。）

都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート

医療労務管理支援事業 （医療労務管理アドバイザー等の配置）

○労務管理面でのアドバイザー等の配置

社会保険労務士、
医業経営コンサル
タントなど

一
体
的
な
支
援

医業経営アドバイザー

- 診療報酬制度面
 - 医療制度・医事法制面
 - 組織マネジメント・経営管理面
 - 関連補助制度の活用
- 等に関する専門的アドバイザーの派遣等

地域医療介護総合確保
基金対象事業

労働基準局予算

都道府県労働局が執行

平成31年度概算要求 労働保険特別会計5.0億円
(30年度5.0億円)

都道府県
労働局

※ 地域の関係団体と連携した支援

医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・病院協会・
社会保険労務士会・医業経営コンサルタント協会等

マネジメントシステム
の普及・導入支援、
相談対応、情報提供等

医政局予算要求

都道府県衛生主管部局

平成31年度概算要求 地域医療介護総合確保基金
事項要求（30年度公費934億円）の内数

勤務環境改善に取り組む医療機関

勤務環境改善マネジメントシステム



院内で、院長、各部
門責任者やスタッフ
が集まり協議

ガイドラインを参考に
改善計画を策定

課題の抽出

現状の分析

改善計画の策定

- ・医療従事者の働き方・休み方の改善
多職種の役割分担・連携、チーム医療の推進
医師事務作業補助者や看護補助者の配置
勤務シフトの工夫、休暇取得の促進 など
- ・働きやすさ確保のための環境整備
院内保育所・休憩スペース等の整備
短時間正職員制度の導入
子育て中・介護中の者に対する残業の免除
暴力・ハラスメントへの組織的対応
医療スタッフのキャリア形成の支援 など

背景

医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成26年10月1日施行）に基づき、勤務環境改善マネジメントシステム※¹が創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センター※²が設置されている。

※¹ 医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み

※² 医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う体制を各都道府県で整備。センターの運営には「地域医療介護総合確保基金」を活用。平成29年3月、全都道府県に設置済み。

事業概要

医療勤務環境改善支援センターは、各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を総合的にサポートしているが、各都道府県により設置時期や取組状況が様々であることから、①有識者による、支援センター実施団体及びアドバイザーに対する指導・助言、②都道府県職員やアドバイザーを対象とした研修のための教材開発を委託事業により実施し、支援センターの活動の活性化やアドバイザーの質の均てん化とその向上を図るものである。

①支援センター実施団体及びアドバイザーに対する指導・助言

- 支援センター実施団体やアドバイザーからの要請を受、医療勤務環境に関する有識者が、指導・助言を行う。
- 全国のアドバイザーを対象として、好事例の説明会等を開催する。



②都道府県職員やアドバイザーを対象とした研修のための教材開発

- 医療勤務環境に関する有識者らにより、勤務環境改善に取り組んでいる医療機関の実態調査や検討会等を行い、都道府県職員やアドバイザーを対象とした研修用の教材を開発する。



支援センターの活動の活性化
アドバイザーの質の均てん化及び向上

都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート

医療労務管理支援事業（労働基準局予算）

○労務管理面でのアドバイザー配置



社会保険労務士、
医業経営コンサルタントなど

医業分野アドバイザー事業（医政局予算）
（地域医療介護総合確保基金対象事業）

○診療報酬制度面、医療制度・医事法制面
○組織マネジメント・経営管理面
等に関する専門的アドバイザーの派遣等

都道府県 医療勤務環境改善支援センター

医療労務管理アドバイザー

- ・2人（東京、大阪は4名、愛知は3人）
- ・社会保険労務士等
- ・労働局が社労士会等へ委託
- ・財源：労働保険特会

アドバイザーのほかに相談員を1名以上配置

医業経営アドバイザー

- ・人数は都道府県により異なる
- ・医業経営コンサルタント等
- ・財源：基金

医師等働き方調査事業

- ・医政局から民間事業者へ委託
- ・全病院（約8,400）を対象に郵送や電話等による調査を行い、長時間労働などの労務管理上の問題等をかかえる医療機関を抽出
- ・必要経費：人件費、旅費、印刷製本費、通信運搬費 等



連携

マネジメントシステム導入支援、助言等

医師の長時間労働等を調査、改善支援

医療機関

勤務環境改善に取り組む医療機関

労務管理上の問題等をかかえる医療機関

平成31年度 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組の充実につなげる。

31年度概算要求額 593,267 (585,777)千円

30年度

医療機関に対する相談支援の実施

- 「医療勤務環境改善支援センター」への医療労務管理アドバイザーの配置

勤務環境改善に向けた調査研究

- 医療機関における労働実態及び勤務環境改善マネジメントシステムの実施状況並びに支援センターにおける活動状況の把握・分析を行い、前年度までの政策効果を検証し、更なる推進方策の検討を行う。

「勤務環境改善マネジメントシステム」の普及促進

- セミナーの開催(全国47都道府県開催)
- リーフレット等の配布

医療分野の「雇用の質」データベースサイトの運営

- 勤務環境改善に関する好事例等、医療機関が自主的に勤務環境の改善に取り組む際に活用できるデータベースサイトを継続運営。

31年度

医療機関に対する相談支援の実施【継続】 503,417 (495,927)千円

- 全国47都道府県の「医療勤務環境改善支援センター」へ、医療労務管理アドバイザー(東京4名、大阪・愛知各3名、その他道府県2名)等を配置し、アウトリーチ型の支援を強化し、より一層医療機関に対する労務管理全般にわたる支援を実施する。

勤務環境改善に向けた調査研究【継続】 35,964 (35,964)千円

- 医療機関における労働実態(時間外労働、夜勤、連続勤務等)及び勤務環境改善マネジメントシステムの実施状況並びに支援センターにおける活動状況の把握・分析を行い、勤務環境改善に関する前年度までの政策効果を検証し、更なる推進方策の検討(医療勤務環境改善マネジメントシステムの改良・精緻化等の検討を含む)を行う。
- 医療機関に対する実態調査を実施する。

2事業を統合することにより、より効果的・効率的な運営を図る

データベースサイトの運営、セミナーの開催等【継続】 30,040 (30,040)千円

- 勤務環境改善に関する好事例等、医療機関が自主的に勤務環境の改善に取り組む際に活用できるデータベースサイト(いきサポ)を継続運営する。
- 全国47都道府県においてセミナーを開催する。
- 勤務環境改善マネジメントシステムに関するリーフレット等を配布する。